# 国保だより

平成28年4月16日発行 平成28年 第2号 保険医療助成課

**229-3160 229-5001** 

国民健康保険(以下「国保」という)は、病気やけがに備えて被保険者(加入している人)の皆さんが保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる助け合いの制度です。健康保険組合や共済組合などの職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入します。

## 国保に加入する人

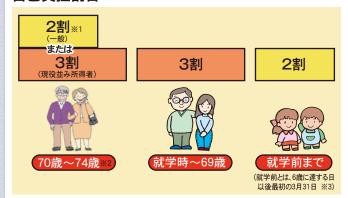
- ●店舗経営など自営業の人
- 農業や漁業などを営んでいる人
- ・退職して職場の健康保険をやめた人とその家族 (任意継続保険に加入している場合を除く)
- パートやアルバイトで、職場の健康保険に加入していない人
- 3カ月を超えて日本に在留する資格がある外国 籍の人で、住民登録があり、上記のいずれかに 該当する人

## 医療機関にかかるとき

医療機関などで国民健康保険被保険者証(以下 「保険証」という)を提示すると、年齢などに応じ た負担割合を支払うだけで、次のような医療を受 けることができます。

- 診察、治療、薬や注射などの処置
- ●入院、看護(入院時の食事代は別途)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- ●訪問看護(医師が必要と認めた場合)

#### 自己負担割合



- ※1 誕生日が昭和19年4月1日以前の人で、現役並み所得者 に含まれない人は、特例措置により1割
- ※2 毎年8月1日に更新となる高齢受給者証に自己負担 割合が記載されます
- ※3 4月1日が誕生日の場合は、その前日の3月31日

## 国保で受けられる給付

保険適用される診察・治療などの療養の給付、 入院時食事療養費、訪問看護療養費などの他に、 次のような給付が受けられます。いずれも申請が 必要で、国民健康保険料を滞納している場合は、 給付を制限されることがあります。詳しくは保険 医療助成課までお問い合わせください。

#### 出産育児一時金

被保険者が出産したときに42万円(産科医療補 償制度に加入していない医療機関などで分娩した 場合や、在胎週数22週未満の場合は40万4,000円) を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死 産・流産・人工流産にかかわらず支給します。原 則として国保から医療機関に直接支払うため、個 人負担は不足差額分となります。個人負担額が42 万円(または40万4,000円)未満の場合は、国保か ら被保険者に差額分を支給します。

#### 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に 5万円を支給します。

## 療養費

次のような場合は、費用の全額を自己負担した 後に申請すれば、審査決定された金額から一部負 担金を除いた額を支給します。

- 旅先で急病になるなど、やむを得ない状況で保 険証を提示できずに診療を受けた診療費(国外で の診療の場合は海外療養費として申請)
- ●医師が治療上必要と認めたときの、コルセット などの補装具代。
- 医師が治療上必要と認めたときの、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術代
- 柔道整復師の施術代

### 特定疾病療養受療証の交付

先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析を必要とする慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症など、厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」を提示すれば、自己負担額が1カ月1万円(人工透析を要する69歳までの上位所得者は2万円)までになります。特定疾病療養受療証の交付を受けるには、申請が必要です。